

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年2月4日
【届出者の氏名又は名称】	CKホールディングス株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
【電話番号】	(03)5208-4824
【事務連絡者氏名】	代表取締役 山田 和広
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	CKホールディングス株式会社 (東京都千代田区丸の内一丁目5番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、CKホールディングス株式会社をいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、日立機材株式会社をいいます。
- (注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注7) 本書中の「株券等」とは、株式等に係る権利をいいます。
- (注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注9) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- (注10) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、日本の金融商品取引法で定められた手続き及び情報開示基準に従い実施されるものです。
- (注11) 本公開買付けに関する全ての手続きは、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。

第1 【公開買付要項】

1 【対象者名】

日立機材株式会社

2 【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

3 【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、本公開買付けを通じて対象者の普通株式(以下「対象者普通株式」といいます。)を取得及び所有することを主たる目的として、平成27年1月7日に設立された株式会社であり、本書提出日現在において、その株式については後述のカーライル・グループに属する投資ファンドであり、ケイマン諸島法に基づき平成26年12月30日に設立されたリミテッド・パートナーシップであるCJP CK Holdings, L.P.(以下「カーライル・ファンド」といいます。)がその100.0%を所有しています。

公開買付者は、マネジメント・バイアウト(一般に、買収対象会社の経営陣の全部又は一部が資金を出資して、買収対象会社の事業の継続を前提として買収対象会社の株式を取得する取引をいいます。以下「MBO」といいます。)の手法により対象者を非公開化するための一連の取引(以下「本取引」といいます。)の一環として、対象者の発行済普通株式の全て(ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得することを目的とした本公開買付けを実施することを平成27年2月3日付けで決定いたしました。

本公開買付けに関連して、公開買付者は、対象者の親会社である日立金属株式会社(以下「日立金属」といいます。)との間で平成27年2月3日付けで公開買付応募契約(以下「本日立金属応募契約」といいます。)を締結し、日立金属がその所有する対象者普通株式の全てである11,863,875株(所有割合(注1):64.48%)について、本公開買付けに応募する旨の合意をしております。また、カーライル・ファンドは、対象者の代表取締役社長である笠原伸泰氏との間で、平成27年2月3日付けで覚書を締結し、笠原伸泰氏がその所有する対象者普通株式の全て(注2)である24,600株(所有割合:0.13%)について、本公開買付けに応募する旨の合意をしております。

(注1) 対象者が平成27年2月3日に公表した「平成27年3月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」(以下「対象者第3四半期決算短信」といいます。)に記載された平成26年12月31日現在の発行済株式総数である18,399,566株に対する、所有株式数の割合をいい、小数点以下第三位を四捨五入しております。以下同じです。

(注2) 笠原伸泰氏は、対象者の役員持株会の会員であり、役員持株会を通じた持分として579株(小数点以下を切り捨て)に相当する対象者普通株式を間接的に所有しておりますが、笠原伸泰氏が本公開買付けに応募する旨を合意している笠原伸泰氏の所有株式等の数には、当該役員持株会を通じた持分として間接的に所有している対象者普通株式は含まれておりません。以下同じです。

本公開買付けにおいては、買付予定数の下限を12,202,700株としております。これは、対象者第3四半期決算短信に記載された平成26年12月31日現在の発行済株式総数(18,399,566株)から、対象者が同日現在所有する自己株式数(95,540株)を控除した対象者普通株式数(18,304,026株)に係る議決権数(183,040個)の3分の2超(122,027個)に相当する対象者普通株式数(12,202,700株)です。応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いません。他方、本公開買付けにおいては、公開買付者は、対象者普通株式を非公開化することを目的としておりますので、買付予定数の上限は設けておらず、応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。

公開買付者は、下記「8 買付け等に要する資金」の「(2)買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等」に記載のとおり、本公開買付けが成立した場合、カーライル・ファンドから8,460,461千円の出資を受けるとともに、株式会社三菱東京UFJ銀行(以下「三菱東京UFJ銀行」といいます。)から合計20,900,000千円を上限として借入れ(以下「本件買収ローン」といいます。)を受けることを予定しており、これらの資金をもって、本公開買付けの決済資金等に充当する予定です。本件買収ローンに係る融資条件の詳細は、三菱東京UFJ銀行と別途協議の上、本件買収ローンに係る融資契約において定めることとされておりますが、本件買収ローンに係る融資契約では、公開買付者の発行済株式の全部及び公開買付者が本公開買付けにより取得する対象者普通株式等が担保に供されること、及び下記「(6)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の一連の手続きを通じて対象者が公開買付者の完全子会社となった後は、本件買収ローンに関して、対象者を公開買付者の連帯保証人とし、かつ、対象者の一定の資産等が担保に供されることが予定されております。

公開買付者は、本公開買付けにより対象者の発行済株式の全て(ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後に、下記「(6)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の一連の手続きを実施することを企図しております。また、公開買付者は、当該手続きの実行後に、対象者との間で合併を行う予定ですが、その具体的な日程等の詳細については未定です。

対象者の平成27年2月3日付け「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」(以下「対象者プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は本公開買付けの実施につき、慎重に検討、協議を重ねた結果、本公開買付けを含む本取引により対象者普通株式を非上場化することが今後の対象者の更なる成長・発展と持続的な企業価値向上に資するものであるとともに、本公開買付けにおける対象者普通株式1株当たりの買付け等の価格(以下「本公開買付け価格」といいます。)及び本公開買付けに係るその他の諸条件は対象者の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格により対象者普通株式の売却機会を提供するものであると判断し、平成27年2月3日開催の対象者の取締役会において、審議及び決議に参加した取締役5名の全員一致により、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議をしたとのことです。 詳細については、対象者プレスリリース及び下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2)買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「⑤対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認」をご参照ください。

(2) 本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

対象者は、昭和47年4月、日立金属の100%出資により、同社が製造する各種チェンの販売子会社である日立チェン株式会社として設立され、昭和61年10月には連結子会社であるHitachi Maxco,Ltd.(以下「Maxco」といいます。)を設立しております。昭和62年4月には日立金属機材株式会社に社名変更をし、日立金属の各種建材機器の営業権を譲受けいたしました。さらに平成3年10月には社名を日立機材株式会社に變更し、同年12月には証券会員制法人東京証券取引所(現・株式会社東京証券取引所。以下「東京証券取引所」といいます。)市場第二部に上場を果たしております。

対象者は、建設・産業用機械関連の材料・機器分野の部品・機器の開発型企業として商品開発力と営業力の強化に努め、独創性に富んだ特色ある商品を生み出すことにより、新たな価値を社会に提供していくことを事業活動の基本としております。

本書提出日現在、対象者は、対象者及びその連結子会社であるMaxcoでグループを構成し、内装システム(フリーアクセスフロア・免震システム等)、構造システム(建築構造用接合部材・建築構造用補強部材・制震用部材・太陽光発電システム・断熱パネル等)及びマテハンシステム(伝動用ローラチェン・各種コンベヤチェン・水処理チェン等)の製造販売と、各事業に関連する工事等これらに付帯する事業を営んでおります。構造システム事業は、平成26年3月期において連結売上高の約49%、連結営業利益の約86%を占める主要セグメントで、その主力商品であるハイベース(注)を中心に、長年に亘る取扱いの過程で顧客ニーズに応えるべく研究開発を通じて精錬を重ねてきたことや、商品ラインナップの豊富さにより、日本国内においては、顧客より厚い信頼及び優れた評価を得ております。また、内装システム事業では、特に高品質が要求されるデータセンター用のフリーアクセスフロアの販売において、多くの取引実績を持ち顧客の信頼を獲得しているほか、マテハンシステム事業では、下水処理場の汚泥かき寄せ機に用いられる水処理チェンで40年以上の歴史を持つ老舗企業として高い認知度を誇るなど、国内においてはそれぞれの事業セグメントにおいて、有数のポジションを確立しております。一方、海外事業に関しては、連結子会社であるMaxcoを活用して北米市場を中心にマテハンシステムの販売等を行っているほか、一部製品の国内からの輸出を行っております。

(注)ハイベースは、鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造建築物に使用される柱脚工法です。豊富な品揃えと一般柱脚工法に比べ設計・施工が容易であるという特徴を持っています。

対象者は、国内需要の急速な成熟化に伴い、対象者を取り巻く事業環境は大きな転換期を迎えているとの認識のもと、平成25年4月に平成26年3月期(2013年度)を初年度とする3ヶ年の「2015中期経営計画」を公表し、重点課題と事業戦略として、①グローバル化(マテハンシステム事業の拡大、内装・構造システム事業の海外ビジネスモデル構築)、②新商品・新事業の拡充(新商品の迅速な開発と最適な販路の開拓、屋上システム事業の収益基盤確立)、③事業セグメント・商品の選択と集中(採算性の低いセグメント・商品の収益改善、成熟分野から成長分野への経営資源のシフト)、④事業責任体制の改革(セグメント別事業運営・収益管理責任の一元化による利益確保基盤の確立)を掲げております。

これまで、構造システム事業への経営資源シフトを進めつつ、低採算分野・商品の受注精選に努めるなど、収益改善に向けた「選択と集中」を実施すると同時に、各事業セグメントの運営・収益管理責任を営業部門に一元化し、利益確保への基盤強化を図るなど「2015中期経営計画」に沿った経営改善を進めております。また、平成26年3月期においては、鉄骨造建設需要の拡大による外部環境の一時的変化により、主力商品のハイベースを中心に販売が好調であったことも寄与し、構造システムセグメントの収益が増加し、連結売上高26,706百万円(前期比115%)、連結営業利益2,727百万円(同149%)、連結当期純利益1,613百万円(同118%)と増収増益となりました。

このように、「2015中期経営計画」に沿った一定の具体的成果が見られる一方、「2015中期経営計画」の最重要テーマであるグローバル化については、平成26年3月期における海外顧客への売上高は、連結売上高の約13.2%に留まるなど、課題としていた海外におけるセグメント別ビジネスモデル構築の前提となる製品・市場調査の段階で踏みとどまっており、所期の成果を挙げられておりません。対象者の国内事業(内装システム事業、構造システム事業及びマテハンシステム事業)については、その多くの需要が国内建設投資及び民間設備投資需要に連動しており、国内需要の頭打ちが予想されるなか、海外事業の展開が不十分な現在の状況が今後も続くようでは、対象者の長期的な展望は厳しいものと言わざるを得ません。

他方、対象者の直接の親会社である日立金属は、その親会社である株式会社日立製作所を中心とするグループ(以下「日立グループ」といいます。)において高機能材料部門の一部を担い、自動車・エレクトロニクス・産業インフラの各市場分野において、高級金属製品、磁性材料、高級機能部品及び電線材料の事業を営んでおります。平成25年8月に公表された平成28年3月期を最終年度とする中期経営計画において、高機能材料メーカーとして持続的発展を実現していくために、グローバル成長戦略の強化・加速、新製品創出・新技術開発力の強化、国内事業の精選、固定費削減等をめざす基本方針を掲げております。

日立金属は、このようなグローバル成長戦略を含め、中期経営計画の基本方針に沿った高機能材料メーカーとしての戦略を進めていく中で、グローバル市場で世界の競合と競争して成長していく上で、重点分野に限りある経営資源をより有効に活用する必要があるとの観点から、昨今の事業環境の変化に対応した国内事業の精選を行っております。今後、日立金属として、対象者が取り扱う建設・産業用機械関連の材料・機器分野の部品・機器の事業領域に、日立金属グループ(以下、日立金属、同社の子会社及び関連会社を「日立金属グループ」といいます。)の限りある経営資源を重点的に配分することが、必ずしも高機能材料メーカーとして、持続的発展を実現していくための戦略に沿ったものではない状況となってきました。また、対象者としても、日立金属の傘下において、長期的に成長していくために短期的な収益低下を招く虞や不確実性を伴う施策を実行していくことが、必ずしも日立金属グループ全体の経営戦略と整合しない可能性が生じて参りました。

一方、カーライル・グループは、グローバルに展開するオルタナティブ(代替)投資会社であり、平成26年9月末現在、129の独自のファンド及び141のファンド・オブ・ファンズを運用し、運用総額は約2,030億ドル、グローバルに存在する40のオフィスにおいて1,700名以上の社員がおり、「コーポレート・プライベート・エクイティ」、「リアルアセット」、「グローバル・マーケット・ストラテジー」及び「ファンド・オブ・ファンズソリューションズ」の4つの分野での投資活動を行っています。このうち、企業への投資活動を行う「コーポレート・プライベート・エクイティ」においては、昭和62年の設立以来、累計494件のバイアウト投資実績を有し、対象者と同様の産業機械関連においては、Rexnord Corporation社(各種チェーンやベアリングなどの動力電動製品を製造)を始め、多数の投資実績を有しております。また日本国内でも、平成12年に活動を開始して以来、累計19件の投資実績を有しております。対象者と関連性の高い産業機械関連においては、キトー(ホイストクレーン製造)、ツバキ・ナカシマ(ボールベアリング向け鋼球製造)等、独自の技術を有する企業へ投資し、海外企業との資本提携やM&A、海外事業における経営体制強化、海外生産能力の拡大等を通じてグローバル化を支援した実績を有しております。

カーライル・グループは、従前より日立金属グループの子会社も含めた資本政策について広く提案を行うなど、日立金属とは面識があり、平成26年9月頃より、日立金属との間で資本戦略についての討議を行う中で、対象者の長期的な成長と企業価値向上にも資する選択肢として、カーライル・グループと対象者の協働及び日立金属による対象者普通株式の一部又は全部の譲渡の可能性に関する協議も行われておりました。その中で、日立金属は、カーライル・グループが投資先の企業価値向上に資する友好的なファンドで、豊富な投資実績と支援ノウハウを有しており、対象者の海外展開の支援などを行うことができるパートナーであるとの認識を深めました。

かかる状況下、カーライル・グループ及び対象者の協働の可能性をより具体的に検討するために、対象者の代表取締役社長である笠原伸泰氏は、平成26年10月中旬に日立金属よりカーライル・グループの紹介を受けるとともにカーライル・グループとの協働を推奨され、カーライル・グループが日立金属より提供を受けた情報等を踏まえて行った初期の検討内容について議論をする機会を得ました。これを通じて笠原伸泰氏は、以下の理由から、一旦は対象者を非上場化した上で抜本的な改革を実施することが望ましく、そのための有効な手法としてMBOが存在するという考えを知るに至りました。

- ① カーライル・グループは投資先の企業価値向上に資する友好的なファンドであり、国内企業のグローバル化支援をテーマとした投資実績や支援ノウハウを多く有していること
- ② 対象者はこれまでは国内で比較的安定的な収益基盤を確立してきたものの、これを維持・拡大させていく上では営業体制の更なる強化が必要であること
- ③ これまで対象者が経営の最重要課題と認識しつつも足踏みが続いていた海外事業の伸長のための一つの経営オプションとして、日立グループから資本等で独立したうえで、カーライル・グループの有するネットワークやノウハウを活用するという方法もあり、対象者の役職員がカーライル・グループと協働していくことで、対象者が現状の枠組みを超えて短期的な利益変動に縛られない積極的な海外展開を行い、長期的に成長していくことが可能であるということ
- ④ こうした営業体制の更なる強化や積極的な海外展開等の成長戦略をスピード感をもって実行していく上では、迅速な意思決定が行える体制とすることが有用で、かつ、対象者には大きな変化を及ぼし得るものであること

かかる議論を経て平成26年11月初旬、笠原伸泰氏及びカーライル・グループは、MB0の実施について、具体的な検討を開始いたしました。

その後、公開買付者、笠原伸泰氏及びカーライル・グループは、MB0に関する協議を重ねるとともに、対象者の事業内容及び対象者を取り巻く事業環境、対象者の経営課題についての協議を重ね、対象者の今後の成長戦略について更なる検討を行いました。

かかるプロセスの中で、公開買付者、笠原伸泰氏及びカーライル・グループは、主要な需要の基礎となる国内建設投資や民間設備投資において長期的な高成長が見込めない事業環境下、対象者の優れた商品・サービスの開発力、国内での確立された有数のポジションに基づく比較的安定的な収益基盤を更に維持・拡大させていく上では、営業体制の更なる強化及びグローバル化の加速が必要であるとの認識を深めました。すなわち、対象者の各事業セグメントを再度精査し、主力の構造システム事業については、近年は大型商業施設・物流倉庫・工場など鉄骨造建設需要を背景として一時的に拡大したものの、国内需要の成熟化が進み、今後の更なる拡大は限定的であること、内装システム事業については、データセンター用等の一部で拡大が見込まれるもののクリーンルーム用フロアやオフィス用フロアは長期的に縮小が見込まれること、マテハンシステム事業については、ローラチェンやコンベヤチェン等で海外の廉価品の参入リスクがあることなどから、現状の国内市場を中心とした事業展開のみでは対象者の更なる成長には限界があると、より強固に認識するに至りました。

こうした認識のもと、公開買付者、笠原伸泰氏及びカーライル・グループは、平成27年1月初旬頃、対象者が現状の枠組みを超えて長期的に成長して企業価値を向上させていくためには、引き続き魅力ある製品供給を継続するとともに、営業体制の強化・拡充策について、実行力を高め着実に導入を行うことで国内市場の地位を維持拡大することに加えて、海外事業を従来にないスピード感をもって積極的に伸長させていくことが必要で、具体的には以下の施策を実行していくことが有用であるとの考えに至りました。

① 北米子会社を通じたマテハンシステム事業の拡大

対象者の主たる海外展開としては、マテハンシステム事業において、連結子会社であるMaxcoが、ローラチェンを中心としたチェン及び付帯機器を、主として米国市場で販売しております。

米国のローラチェン業界においては、ローラチェンが汎用品であること及びその需要が米国全土に点在することから、販売の殆どがディストリビュータと呼ばれる卸売業者経由となっており、各地に発達した卸・販売機能の商流を押さえることが成功の鍵となっております。Maxcoは、優秀な営業人材を有し、ディストリビュータの本社レベルに対して高い営業力を誇っておりますが、トップシェアの競合他社と同等の競争力を有するには、自社の営業人材の更なる拡充やディストリビュータ支店網への営業強化等を実行していく必要があると考えられます。

Maxcoは、単価の引き上げに成功するなど、豊富な商品ラインナップや適切な営業力が認められ、業界内での評判、ブランド力が高まってきており、上記施策次第では更なる新規ディストリビュータ獲得及び既存ディストリビュータ内シェアの拡大が期待できる状況です。この大きなビジネス機会を逸することがないよう、対象者においては、事業への短期的な影響を恐れることなく、新規採用を含めて、優秀な人材を迅速かつ大胆に集中的に投入していくと共に、人員の拡大に合わせたガバナンス体制の整備を行うことが重要と考えております。

更には、非連続的な成長を行う為の従来にない戦略としてM&Aの検討・実行も必要になると考えております。Maxcoにおいて今後エンジニアリングチェン分野を強化していくためには、汎用品である現在のローラチェン分野とは異なり、顧客からの要望を製品に反映するカスタマイズ能力が大きな差別化要因となるため、他社製品や日本国内で自社生産した製品を販売するだけでなく、現地生産体制を整備することが重要です。そして、より迅速かつ効率的に生産拠点を確保するうえでは、自前での工場建設だけでなく、M&Aによる生産拠点の確保も有力な施策になると考えられます。

② 海外市場をターゲットにした新製品の開発とビジネスモデルの構築

対象者が長期的に更なる成長を実現するためには、北米におけるマテハンシステム事業以外の分野でもアジア等の海外市場への積極展開を図っていく必要性があると考えております。対象者は、いずれの事業においても、国内において有数のポジションを確立しておりますが、一方で、既に一定程度のマーケットシェアを有しており、国内の市場規模の今後の成長性も高くないことから、国内における事業拡大の余地は限定的です。対象者が、長期的に更なる成長を継続していくためには、国内市場で培ったノウハウを、海外市場向けにも展開していくことが必須と考えております。

一方、特に構造システムセグメント及び内装システムセグメントにおいては、海外市場は日本市場とは業界構造や求められる製品特性が大きく異なっており、既存の主力製品を主軸とした事業展開は現実的ではないため、対象者としては、海外市場をターゲットにした新製品の開発を推進していく必要性があると考えております。また、構造システムセグメントや内装システムセグメントにおける海外展開を加速させるうえでも、M&Aを検討していく必要があると考えております。

③ 構造システム事業における営業体制の拡充

構造システム事業の主力製品であるハイベースは、上記の通り、顧客の厚い信頼及び優れた評価を得ており、長年に亘る地道な地域密着型営業で数多くの納入実績を有しています。今後、納入実績が多くない一部のエリアにもより多くの人材を配分し、地域密着型営業を実践することで、豊富な商品ラインナップの浸透、高価格イメージの払拭、設計士との信頼関係の構築等を通じて、シェア向上を達成できると考えております。

また、同事業でハイベースに次ぐ主力製品で、鉄骨梁貫通孔補強(注)に用いられるハイリングは、在来工法のプレート補強に比べて作業工数・溶接量の低減等の点で優れた商品性を有しており、営業力をより一層強化することによって、大型再開発案件を中心に更なるシェアの拡大が可能と考えております。

(注) 鉄骨梁貫通孔補強とは、梁のダクト孔を補強する工法のことを指します。

しかし、上記①の北米子会社を通じたマテハンシステム事業の拡大、③の構造システム事業における営業体制の拡充といった諸施策を行う場合、まず優秀な営業人材を獲得した上で、顧客との良好な関係を構築し、その後に新規販売枠を獲得し、顧客内のシェアを拡大させていくといったプロセスを経ることになり、実際に顧客から対象者に対して収益がもたらされる段階となるまでには、一定程度の期間が必要であると考えられ、対象者においては、このような営業体制を早急に構築する必要があるものの、その構築に際して少なくとも数年間、利益面でマイナスの影響を招く虞があると考えられます。加えて、優秀な人材の採用に伴う人件費の増加による利益の低下を招く虞もあると考えられます。

更には、上記②の海外市場をターゲットにした新製品の開発とビジネスモデルの構築においては、抜本的な商品ラインナップの見直しや現地でのサポート体制の整備に加えて、各国の市場環境、競争環境、特有の商慣習等の検証及び分析が不可欠であり、今後の海外展開の加速については、大きな不確実性を内包していると認識しております。対象者が国内で蓄積した知見を活用し海外においても確固たる地位を築いていくためには、特に、海外市場をターゲットにした新製品開発のために、不確実性の伴う大胆な研究開発投資を行っていくことが肝要であると考えられます。また、海外展開を加速させるための重要施策の一つとしてM&Aの実行が考えられますが、買収に伴い、一時的にコストが先行することに加え、想定するシナジー効果が実現されるか否かについては大きな不確実性があるほか、企業文化の融合といったM&A特有の問題点も存在しているものと考えられます。加えて、日立グループから資本等で独立して、国内海外市場での長期的な信認をより一層確実なものとするための対象者の新たなブランド力を確立し、対象者役職員が一体となって独自の企業文化を形成するためにも、笠原伸泰氏のリーダーシップのもと一定の取組みが必要と考えられます。

このように、更なる成長を実現するために対象者に求められる諸施策は、既存事業への短期的な悪影響及び先行投資によって生じる少なくとも複数年に亘るであろう一時的な利益率の減少、更には、海外展開に内在する不確実性への対応といった様々なリスクを伴うものであり、短期的には資本市場から必ずしも十分な評価を得ることができず、対象者普通株式の株価に悪影響を及ぼすことが予想されるのみならず、所期の目的を達成できない場合には長期的にも対象者の株主の皆様のご期待に沿えない事態が生じる可能性も十分に考えられます。また、これらの短期的な収益低下を招く虞や不確実性を伴う施策をスピード感をもって実行していく上では、迅速な意思決定が行える体制とすることが有用であると考えております。

こうした検討を経て、公開買付者、笠原伸泰氏及びカーライル・グループは、本公開買付けを通じて対象者普通株式を非公開化し、上記のリスクや不確実性を許容可能な資本構成の下で第二の創業を行うことこそが、対象者の既存株主の皆様にも不利益を被らせることなく、かつ対象者の更なる成長に繋がる最善の策であるものとの考えに至ったことから、対象者に対し、平成27年1月8日に、本公開買付けを含む本取引の正式提案を行いました。その後、公開買付者は、本公開買付けを含む本取引の検討、協議及び交渉のために設置された、本取引に特別の利害関係を有しない対象者の取締役である植野伸一氏、榊岡晃治氏、空野博明氏及び松岡俊彦氏の4名で構成される、本取引に関するプロジェクトチーム(以下「対象者プロジェクトチーム」といいます。)との間で、本取引の実施の是非及び条件等について協議・交渉を重ね、平成27年1月29日に本公開買付価格を1,600円としたい旨の最終提案を行った上で、平成27年2月3日に本公開買付けの実施を決定いたしました。

本取引後は、公開買付者と笠原伸泰氏が、対象者役職員と共に、今まで対象者が日立金属グループの下で築き上げてきた国内の確固たる事業基盤を活かしつつ、カーライル・グループのネットワーク及びノウハウの活用による更なるグローバル化を企図した経営を推進していく予定です。カーライル・グループからは、①海外展開に関して、現地における有能な人材採用、これを通じたガバナンス体制の強化の支援、②M&Aに関しては、買収対象先の発掘、デュー・デリジェンス、交渉、買収後の統合等の支援、及び③過去においての産業機器関係の投資実績、特に北米におけるRexnord Corporation社への投資経験に基づく業界・市場における知見の提供などを受ける見込みです。また、公開買付者は、対象者役職員に対してストックオプション等のインセンティブ・プランの導入を予定しており、公開買付者、笠原伸泰氏及び対象者役職員が一丸となって取り組み、対象者の長期的な企業価値の向上を図る体制を構築する予定です。

なお、下記「(3)本公開買付けに関する合意」に記載のとおり、笠原伸泰氏は、本公開買付け後も、対象者の代表取締役社長として対象者の経営にあたる予定ですが、笠原伸泰氏以外の対象者の取締役は、カーライル・ファンドとの間で本公開買付け後の対象者への経営関与に関し、何らの合意をしておりません。

また、公開買付者は、本公開買付けが成立した場合、対象者に対し、日立金属が派遣する社外監査役である釜谷和嗣氏及び相佐昌司氏の辞任に伴い、公開買付者が別途指名する2名の社外監査役を派遣する予定であるほか、数名の取締役を派遣する予定ですが、その具体的な人数、時期及び候補者等については、本書提出日現在において未定です。なお、日立金属が派遣していた社外取締役である中野英治氏は平成26年11月10日付けで辞任したとのことです。

(3) 本公開買付けに関する合意

(i) 本日立金属応募契約の概要

本公開買付けに関して、公開買付者は、上記「(1)本公開買付けの概要」に記載の通り、対象者の親会社である日立金属(以下、本「(i)本日立金属応募契約の概要」において、「本応募者」といいます。)との間で平成27年2月3日付けで本日立金属応募契約を締結しております。

本日立金属応募契約において、本応募者は、その所有する対象者普通株式の全てである11,863,875株(所有割合:64.48%)について、本公開買付けに応募する旨の合意をしております。なお、かかる本応募者の義務の履行は、①本公開買付けが適法かつ有効に開始されており、撤回されていないこと、②本日立金属応募契約締結日から本公開買付開始日までのいずれの時点においても、本日立金属応募契約において公開買付者が本応募者に対して行う表明及び保証(注1)に重大な誤りが存在しないこと、③公開買付者について、本日立金属応募契約に定める義務(注2)の重要な違反が存しないこと、④対象者の取締役会において、本公開買付けに対する賛同又は応募推奨の意見表明決議がなされており、かつ、かかる意見表明が撤回されていないことを前提条件としております。ただし、本応募者は、その任意の裁量により、これらの前提条件を放棄することができる旨も併せて定められております。また、本日立金属応募契約において、本応募者は、応募の撤回を行わないものとされています。ただし、公開買付期間の末日までに、公開買付者以外の者により対象者普通株式を対象とする公開買付け(以下「対抗公開買付け」といいます。)が開始された場合において、対抗公開買付けに係る対象者普通株式の買付価格(ただし、買付け等の条件の変更により対抗公開買付けに係る対象者普通株式の買付価格が引き上げられた場合には、引き上げられた後の当該買付価格をいいます。)が、本公開買付価格を超える場合であって、かつ、その対抗公開買付けに応募しないことが本応募者の取締役及び執行役の善管注意義務に違反する虞が高いと客観的、かつ、合理的に認められる場合、公開買付者及び本応募者は、対抗公開買付けへの対応に関して誠実に協議するものとされています。

(注1) 本日立金属応募契約において、公開買付者は、本応募者に対し、①本日立金属応募契約の締結及び履行、②法的拘束力及び強制執行可能性、③法令等との抵触の不存在、④許認可等の取得、⑤反社会的勢力への非該当、及び⑥腐敗行為防止法等の遵守について、表明及び保証を行っております。

(注2) 本日立金属応募契約において、公開買付者は、秘密保持義務、契約に関連して発生する費用等の負担義務及び契約上の権利義務の譲渡禁止義務を負っております。

(ii) 公開買付者と日立金属との移行サービスに関する合意の概要

本公開買付けが成立した場合、対象者は日立金属の子会社ではなくなり、対象者と日立金属との資本関係はなくなりますが、対象者の事業活動を円滑に遂行するため、公開買付者と日立金属の間で、平成27年2月3日付けで確認書を締結し、一定期間、対象者による日立ブランドの使用の継続、日立金属グループ又は日立グループで運用するITシステムの利用の継続、その他の移行サービスを行うことを合意するとともに、日立金属グループとの既存の契約に関して従来通りの条件に従って取引を継続することについて合意しております。かかる合意に従い、対象者が平成26年6月26日に提出した第42期有価証券報告書に「経営上の重要な契約等」として記載された日立金属との契約のうち、日立ブランドに関する使用許諾に係る契約については、本公開買付けの成立後に、対象者と日立金属との間で、現状の契約に替えて、別途対象者による日立ブランドの使用の継続に係る契約を締結する予定です。なお、日立金属との間の鉄骨接合部品、鉄骨柱脚部品本体(構造システム)に関する対象者の独占販売権に関する基本約定については、変更の予定はございません。

(iii) 公開買付者の株主であるカーライル・ファンドと笠原伸泰氏との覚書の概要

公開買付者の株主であるカーライル・ファンドは、笠原伸泰氏との間で、平成27年2月3日付けで覚書を締結し、当該覚書の中で、笠原伸泰氏は、その所有する対象者普通株式の全て(24,600株)について本公開買付けに応募すること、本公開買付けが成立した場合に公開買付者に出資すること、本取引に際して必要な手続きについて協力することを合意しているほか、本取引後も、対象者の代表取締役社長としてその職務を誠実に遂行し、対象者の企業価値及び株式価値を最大化すべく最大限努力し、カーライル・ファンドの事前の同意を得ずに対象者の代表取締役社長たる地位を辞任し、又は再任を拒否しないことについて、合意しております。

(4) 本公開買付価格の検討

公開買付者は、本公開買付価格を決定するにあたり、対象者普通株式の東京証券取引所市場第二部における過去6ヶ月間及び直近の市場価格の推移、対象者が開示している財務情報等の資料、対象者に対して実施した買収監査(デュー・デリジェンス)の結果などを基に、過去の発行者以外の者による公開買付けの事例におけるプレミアム率を参考にしながら、対象者及び公開買付者と応募契約を締結している日立金属との協議・交渉の経過や対象者による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けの見通し等を勘案し、本公開買付価格を1株当たり1,600円に決定しました。

本公開買付価格1,600円は、東京証券取引所市場第二部における、公開買付者が本公開買付けの開始を決定した日の前営業日である平成27年2月2日の対象者普通株式の終値である1,180円、同日までの対象者普通株式の終値の過去1ヶ月単純平均値1,175円(小数点以下を四捨五入しており、以下、市場株価の終値の平均値の算出に当たっては同じです。)、過去3ヶ月単純平均値1,199円及び過去6ヶ月単純平均値1,228円に対して、それぞれ35.59%、36.17%、33.44%、30.29%(いずれも、小数点以下第三位を四捨五入しており、以下、プレミアムの算出に当たっては同じです。)のプレミアムを加えた価格であり、本書提出日の前営業日である平成27年2月3日の対象者普通株式の終値である1,171円に対して36.64%のプレミアムを加えた価格です。

その他詳細については、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2)買付け等の価格」の「算定の基礎」をご参照ください。

(5) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者及び対象者は、本公開買付けがMBOの手法による本取引の一環として行われるものであることから、構造的な利益相反の問題が存在すること等を認識しており、また、対象者の親会社である日立金属が公開買付者と応募契約を締結しており、必ずしも対象者の少数株主と利害が一致しない可能性があることを踏まえ、本公開買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除、及び利益相反の回避の観点から、主として以下の①乃至⑥のような本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するための措置を実施しました。

- ① 対象者プロジェクトチームによる検討・協議・交渉等
- ② 対象者における独立した第三者算定機関からの株主資本価値算定書の取得
- ③ 対象者における第三者委員会の設置
- ④ 対象者における独立した法律事務所からの助言
- ⑤ 対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認
- ⑥ 価格の適正性及び本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

以上の詳細については、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2)買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」をご参照ください。

(6) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

公開買付者は、上記「(1)本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けにより、対象者が所有する自己株式を除いた対象者の発行済株式の全てを取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後に、公開買付者が対象者の発行済株式の全て(ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。)を所有することになるよう、以下の一連の手続きを行うことを企図しております。

具体的には、本公開買付けの完了後、公開買付者は、①対象者が会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。)の規定する種類株式発行会社となるために、対象者において普通株式とは別個の種類の株式を発行できる旨の定めを置くことを内容とする定款の一部変更を行うこと、②対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項(会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。)を付す旨の定款の一部変更を行うこと、及び③全部取得条項が付された対象者普通株式の全部(ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得し、当該取得と引換えに別個の種類の対象者の株式を交付することを、定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)の付議議案とすることを対象者に要請する予定です。

また、本定時株主総会において上記①の議案について承認されると、対象者は会社法の規定する種類株式発行会社となります。そして、上記②に係る定款の一部変更の効力を生じさせるためには、会社法第111条第2項第1号に基づき、本定時株主総会の上記②に係る決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付される対象者普通株式を所有する株主を構成員とする種類株主総会(以下「本種類株主総会」といいます。)の決議が必要となるため、公開買付者は、対象者に対し、本定時株主総会の開催日と同日を開催日とし、上記②の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本種類株主総会の開催を要請する予定です。

なお、本定時株主総会及び本種類株主総会に上記各議案が上程された場合、公開買付者は、本定時株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

上記各手続きが実行された場合には、対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項が付された上で、その全て(ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。)が対象者に取得されることとなり、対象者の株主(ただし、対象者を除きます。)には当該取得の対価として別個の種類の対象者の株式が交付されることとなりますが、交付されるべき当該対象者の別個の種類の株式の数が1株に満たない端数となる株主に対しては、会社法第234条その他の関係法令の定める手続きに従い、当該端数の合計数(合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。)に相当する当該対象者の株式を公開買付者に売却すること等によって得られる金銭が交付されます。なお、当該端数の合計数に相当する当該対象者の株式の売却の結果、各株主に交付されることになる金銭の額については、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定です。また、全部取得条項が付された対象者普通株式の取得の対価として交付する対象者の株式の種類及び数は、本書提出日現在において未定ですが、公開買付者が対象者の発行済株式の全て(ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。)を所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった公開買付者以外の対象者の株主に対して交付しなければならない対象者の別個の種類の株式の数が1株に満たない端数となるよう決定される予定です。なお、公開買付者は、本定時株主総会及び本種類株主総会の決議後実務上合理的に可能な範囲内で速やかに対象者を公開買付者の完全子会社とするための施策を完了することを予定しております。また、対象者普通株式の取得対価として交付されることとなる別個の種類の株式の上場申請は行われない予定です。

公開買付者は、原則として平成27年6月下旬頃を目処に本種類株主総会を本定時株主総会と同日付で開催するよう、対象者に要請することを予定しており、対象者プレスリリースによれば、対象者は、本定時株主総会及び本種類株主総会の具体的な手続き及び実施時期等については、決定次第、速やかに公表する予定とのことです。

上記各手続きに関連する少数株主の権利保護を目的としたと考えられる会社法上の規定として、上記③の全部取得条項が付された対象者普通株式の全部の取得が本定時株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主は当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。この方法による場合、1株当たりの取得価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

なお、上記会社法第172条等に基づく株式取得価格の決定の申立てとは別に、上記②の定款変更に関連して、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従い、株主はその所有する株式の買取請求を行うことができ、裁判所に買取価格の決定を求める申立てを行うことができる旨の規定がありますが、全部取得条項による取得の効力が生じたときは、会社法第117条第2項の買取価格決定の申立ての申立適格を欠くと判断される可能性があります。

また、上記各手続きについては、関係法令についての当局の解釈等の状況、本公開買付け後の公開買付者による対象者普通株式の所有状況又は公開買付者以外の対象者の株主による対象者普通株式の所有状況等によっては、その実施に時間を要し、又はそれと概ね同等の効果を有する他の方法に変更する可能性があります。ただし、そのように他の方法に変更する場合でも、本公開買付けに応募されなかった公開買付者以外の対象者の株主に対しては、最終的に金銭を交付する方法により、公開買付者が対象者の発行済株式の全て(ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。)を所有することとなることを予定しており、その場合に公開買付者以外の対象者の株主に交付されることになる金銭の価値についても、本公開買付け価格に当該株主が所有していた対象者普通株式の数に乗じた価格と同一となるよう算定される予定です。この場合における具体的な手続きについては、公開買付者と対象者が協議の上、決定次第速やかに開示する予定です。

なお、本公開買付けは、本定時株主総会及び本種類株主総会における対象者の株主の皆様の賛同を勧誘するものではなく、また、そのように解釈されるべきものでもございません。

また、公開買付者は、上記各手続きの実行後速やかに、対象者との間で、合併を行う予定ですが、その具体的な日程等の詳細については未定です。

(7) 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者普通株式は、本書提出日現在、東京証券取引所市場第二部に上場されておりますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定しておらず、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、対象者普通株式は、所定の手続きを経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの完了時点で当該基準に該当しない場合でも、公開買付者は、本公開買付けが成立した場合、対象者が所有する自己株式を除く対象者の発行済株式の全てを取得することを企図しており、本公開買付けの成立後に、上記「(6)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の各手続きが実行された場合には、対象者普通株式は、所定の手続きを経て上場廃止となります。上場廃止後は、対象者普通株式を東京証券取引所において取引することはできません。

(8) 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

上記「(3)本公開買付けに関する合意」に記載の通り、公開買付者は日立金属との間で平成27年2月3日付けで本日立金属応募契約を、公開買付者の株主であるカーライル・ファンドは笠原伸泰氏との間で平成27年2月3日付けで覚書を締結しており、日立金属及び笠原伸泰氏がそれぞれ、その所有する対象者普通株式の全てについて、本公開買付けに応募する旨の合意をしております。

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

① 【届出当初の期間】

買付け等の期間	平成27年2月4日(水曜日)から平成27年3月18日(水曜日)まで(30営業日)
公告日	平成27年2月4日(水曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 電子公告アドレス (http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)

② 【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

該当事項はありません。

③ 【期間延長の確認連絡先】

該当事項はありません。

(2) 【買付け等の価格】

株券	普通株式1株につき金1,600円
新株予約権証券	—
新株予約権付社債券	—
株券等信託受益証券 ()	—
株券等預託証券 ()	—
算定の基礎	公開買付者は、本公開買付価格を決定するにあたり、対象者普通株式の東京証券取引所市場第二部における過去6ヶ月間及び直近の市場価格の推移、対象者が開示している財務情報等の資料、対象者に対して実施した買収監査(デュー・デリジェンス)の結果などを基に、過去の発行者以外の者による公開買付けの事例におけるプレミアム率を参考にしながら、対象者及び公開買付者と応募契約を締結している日立金属との協議・交渉の経過や対象者による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けの見通し等を勘案し、本公開買付価格を1株当たり1,600円に決定しました。 公開買付者は、上記のとおり、財務情報等の客観的な資料に基づきつつ類似事例におけるプレミアム率を参考にする等、対象者の株式価値に関する諸要素を総合的に考慮した上で、公開買付者と応募契約を締結している日立金属との協議・交渉のほか、対象者との真摯な協議・交渉の結果等を踏まえて本公開買付価格を決定することにより、買付価格の評価の公正性担保を図っており、本公開買付価格の決定に際して第三者算定機関からの株式価値算定書は取得していません。

	本公開買付価格1,600円は、東京証券取引所市場第二部における、公開買付者が本公開買付けの開始を決定した日の前営業日である平成27年2月2日の対象者普通株式の終値である1,180円、同日までの対象者普通株式の終値の過去1ヶ月単純平均値1,175円、過去3ヶ月単純平均値1,199円及び過去6ヶ月単純平均値1,228円に対して、それぞれ35.59%、36.17%、33.44%、30.29%のプレミアムを加えた価格であり、本書提出日の前営業日である平成27年2月3日の対象者普通株式の終値である1,171円に対して36.64%のプレミアムを加えた価格です。
算定の経緯	(本公開買付価格の決定に至る経緯) カーライル・グループは、従前より日立金属グループの子会社も含めた資本政策について広く提案を行うなど、日立金属とは面識があり、平成26年9月頃より、日立金属との間で資本戦略についての討議を行う中で、対象者の長期的な成長と企業価値向上にも資する選択肢として、カーライル・グループと対象者の協働及び日立金属による対象者普通株式の一部又は全部の譲渡の可能性に関する協議も行われておりました。その中で、日立金属は、カーライル・グループが投資先の企業価値向上に資する友好的なファンドで、豊富な投資実績と支援ノウハウを有しており、対象者の海外展開の支援などを行うことができるパートナーであるとの認識を深めました。 かかる状況下、カーライル・グループ及び対象者の協働の可能性をより具体的に検討するために、対象者の代表取締役社長である笠原伸泰氏は、平成26年10月中旬に日立金属よりカーライル・グループの紹介を受けるとともにカーライル・グループとの協働を推奨され、カーライル・グループが日立金属より提供を受けた情報等を踏まえて行った初期的検討内容について議論をする機会を得ました。これを通じて笠原伸泰氏は、以下の理由から、一旦は対象者を非上場化した上で抜本的な改革を実施することが望ましく、そのための有効な手法としてMBOが存在するという考えを知るに至りました。 ① カーライル・グループは投資先の企業価値向上に資する友好的なファンドであり、国内企業のグローバル化支援をテーマとした投資実績や支援ノウハウを多く有していること ② 対象者はこれまでは国内で比較的安定的な収益基盤を確立してきたものの、これを維持・拡大させていく上では営業体制の更なる強化が必要であること ③ これまで対象者が経営の最重要課題と認識しつつも足踏みが続いていた海外事業の伸長のための一つの経営オプションとして、日立グループから資本等で独立したうえで、カーライル・グループの有するネットワークやノウハウを活用するという方法もあり、対象者の役職員がカーライル・グループと協働していくことで、対象者が現状の枠組みを超えて短期的な利益変動に縛られない積極的な海外展開を行い、長期的に成長していくことが可能であるということ ④ こうした営業体制の更なる強化や積極的な海外展開等の成長戦略をスピード感をもって実行していく上では、迅速な意思決定が行える体制とすることが有用で、かつ、対象者には大きな変化を及ぼし得るものであること かかる議論を経て平成26年11月初旬、笠原伸泰氏及びカーライル・グループは、MBOの実施について、具体的な検討を開始いたしました。 その後、公開買付者、笠原伸泰氏及びカーライル・グループは、MBOに関する協議を重ねるとともに、対象者の事業内容及び対象者を取り巻く事業環境、対象者の経営課題についての協議を重ね、対象者の今後の成長戦略について更なる検討を行いました。かかるプロセスの中で、公開買付者、笠原伸泰氏及びカーライル・グループは、主要な需要の基礎となる国内建設投資や民間設備投資において長期的な高成長が見込めない事業環境下、対象者の優れた商品・サービスの開発力、国内での確立された有数のポジションに基づく比較的安定的な収益基盤を更に維持・拡大させていく上では、営業体制の更なる強化及びグローバル化の加速が必要であるとの認識を深めました。すなわち、対象者の各事業セグメントを再度精査し、主力の構造システム事業については、近年は大型商業施設・物流倉庫・工場など鉄骨造建設需要を背景として一時的に拡大したものの、国内需要の成熟化が進み、今後の更なる拡大は限定的であること、内装システム事業については、データセンター用等の一部で拡大が見込まれるもののクリーンルーム用フロアやオフィス用フロアは長期的に縮小が見込まれること、マテハンシステム事業については、ローチェンやコンベヤチェン等で海外の廉価品の参入リスクがあることなどから、現状の国内市場を中心とした事業展開のみでは対象者の更なる成長には限界があると、より強固に認識するに至りました。

こうした認識のもと、公開買付者、笠原伸泰氏及びカーライル・グループは、平成27年1月初旬頃、対象者が現状の枠組みを超えて長期的に成長して企業価値を向上させていくためには、引き続き魅力ある製品供給を継続するとともに、営業体制の強化・拡充策について、実行力を高め着実に導入を行うことで国内市場の地位を維持拡大することに加えて、海外事業を従来にないスピード感をもって積極的に伸長させていくことが必要で、具体的には上記「3 買付け等の目的」の「(2)本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」に記載の施策を実行していくことが有用であるとの考えに至りました。

そして、上記「3 買付け等の目的」の「(2)本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」に記載の通り、更なる成長を実現するために対象者に求められる諸施策は、既存事業への短期的な悪影響及び先行投資によって生じる少なくとも複数年に亘るであろう一時的な利益率の減少、更には、海外展開に内在する不確実性への対応といった様々なリスクを伴うものであり、短期的には資本市場から必ずしも十分な評価を得ることができず、対象者普通株式の株価に悪影響を及ぼすことが予想されるのみならず、所期の目的を達成できない場合には長期的にも対象者の株主の皆様のご期待に沿えない事態が生じる可能性も十分に考えられます。また、これらの短期的な収益低下を招く虞や不確実性を伴う施策をスピード感をもって実行していく上では、迅速な意思決定が行える体制とすることが有用であると考えております。

こうした検討を経て、公開買付者、笠原伸泰氏及びカーライル・グループは、本公開買付けを通じて対象者普通株式を非公開化し、上記のリスクや不確実性を許容可能な資本構成の下で第二の創業を行うことこそが、対象者の既存株主の皆様にも不利益を被らせることなく、かつ対象者の更なる成長に繋がる最善の策であるものとの考えに至ったことから、対象者に対し、平成27年1月8日に、本公開買付けを含む本取引の正式提案を行いました。その後、公開買付者は、本公開買付けを含む本取引の検討、協議及び交渉のために設置された、本取引に特別の利害関係を有しない対象者の取締役である植野伸一氏、榎岡晃治氏、空野博明氏及び松岡俊彦氏の4名で構成される、対象者プロジェクトチームとの間で、本取引の実施の是非及び条件等について協議・交渉を重ね、平成27年1月29日に本公開買付価格を1,600円としたい旨の最終提案を行った上で、平成27年2月3日に本公開買付けの実施を決定いたしました。

公開買付者は、本公開買付価格を決定するにあたり、対象者普通株式の東京証券取引所市場第二部における過去6ヶ月間及び直近の市場価格の推移、対象者が開示している財務情報等の資料、対象者に対して実施した買取監査(デュー・デリジェンス)の結果などを基に、過去の発行者以外の者による公開買付けの事例におけるプレミアム率を参考にしながら、対象者及び公開買付者と応募契約を締結している日立金属との協議・交渉の経過や対象者による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けの見通し等を勘案し、本公開買付価格を1株当たり1,600円に決定しました。

なお、公開買付者は、本公開買付価格を決定するにあたり、第三者算定機関からの株式価値算定書を取得していませんが、その理由については、上記「算定の基礎」の記載をご参照ください。

(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)

公開買付者及び対象者は、本公開買付けがMB0の手法による本取引の一環として行われるものであることから、構造的な利益相反の問題が存在すること等を認識しており、また、対象者の親会社である日立金属が公開買付者と応募契約を締結しており、必ずしも対象者の少数株主と利害が一致しない可能性があることを踏まえ、本公開買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除、及び利益相反の回避の観点から、主として以下の①乃至⑥のような本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するための措置を実施しました(なお、以下の記述中の対象者において実施した措置に関する記載については、対象者から受けた説明に基づくものです。)

	①対象者プロジェクトチームによる検討・協議・交渉等 対象者プレスリリースによれば、対象者は、笠原伸泰氏及びカーライル・グループから本取引の実現可能性について協議する旨の提案が平成26年11月初旬になされたことを受け、本取引がMBOの手法によって行われるものであり、構造的な利益相反の問題が存在すること等を踏まえ、対象者の取締役会を公正に実施し、その意思決定の過程における恣意性を排除し、対象者の企業価値向上ひいては株主共同の利益の観点から本取引を検討・協議・交渉することを目的として、本取引に特別の利害関係を有しない対象者の取締役である植野伸一氏、榎岡晃治氏、空野博明氏及び松岡俊彦氏の4名で構成される対象者プロジェクトチームを平成26年11月下旬に設置し、対象者プロジェクトチームにおいて、上記の観点から本公開買付けを含む本取引の是非等につき検討及び協議を行い、公開買付者との間で、複数回にわたって協議及び交渉を重ねたとのことです。 具体的には、対象者プロジェクトチームは、平成26年11月下旬より、本取引についての検討及び協議を重ね、下記「②対象者における独立した第三者算定機関からの株主資本価値算定書の取得」及び「④対象者における独立した法律事務所からの助言」に記載のとおり、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関及びリーガル・アドバイザーから助言・意見等を得ながら、対象者の企業価値向上ひいては株主共同の利益の観点から、対象者の事業計画の策定及びこれに基づく企業価値の算定並びに本取引の目的の整理、本取引における各種手続を公正に進めるために必要な事項等に加え、本公開買付けの買付条件の妥当性及び本取引の一連の手続の公正性といった点について慎重に検討及び協議を行い、公開買付者との間で、複数回にわたって協議及び交渉を重ねたとのことです。 なお、笠原伸泰氏は、カーライル・ファンドとの間で、その所有する対象者普通株式の全てを本公開買付けに応募することに同意する旨を内容とする覚書を締結しており、かつ、本公開買付けの決済後、自ら公開買付者に対して出資をすることを予定していることから、本取引において対象者と構造的な利益相反状態にあることを踏まえ、対象者プロジェクトチームのメンバーに選任されておらず、対象者プロジェクトチームにおける上記の検討等に一切関与していないとのことです。 ②対象者における独立した第三者算定機関からの株主資本価値算定書の取得 対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者から提示された本公開買付価格に対する意見を表明するにあたり、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関である株式会社KPMG FAS(以下「KPMG」といいます。)に対象者普通株式の価値算定を依頼したとのことです。なお、KPMGは、公開買付者及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有していないとのことです。KPMGは、対象者プロジェクトチームから対象者の事業の現状を反映した最新の財務予測等の資料の提供を受け、それらの情報を踏まえた一定の前提条件(注)の下で、株式市価法及びディスカунテッド・キャッシュフロー法(以下「DCF法」といいます。)の各手法を用いて対象者普通株式の1株当たりの株式価値の分析を行い、対象者は、平成27年2月2日付けでKPMGより対象者普通株式の株主資本価値算定書(以下「KPMG価値算定書」といいます。)を取得したとのことです。なお、対象者は、KPMGから本公開買付価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)を取得していないとのことです。 上記各手法において算定された対象者普通株式の1株当たりの株式価値は以下のとおりとのことです。 <table border="0"> <tr> <td>株式市価法</td><td>1,175円から1,228円</td></tr> <tr> <td>DCF法</td><td>1,389円から1,678円</td></tr> </table> 株式市価法については、対象者普通株式は東京証券取引所市場第二部に上場しており、市場価格が直接参照可能であるため、KPMGは株式市価法を採用したとのことです。株式市価法では、平成27年1月30日を評価基準日として、東京証券取引所市場第二部における対象者普通株式の直近1ヶ月間の終値の単純平均値1,175円、直近3ヶ月間の終値の単純平均値1,201円及び直近6ヶ月間の終値の単純平均値1,228円を基に、対象者普通株式1株当たりの株式価値の範囲を1,175円から1,228円までと算定しているとのことです。	株式市価法	1,175円から1,228円	DCF法	1,389円から1,678円
株式市価法	1,175円から1,228円				
DCF法	1,389円から1,678円				

DCF法については、評価対象企業の将来キャッシュ・フローを株式価値算定の基礎とするため、対象者の超過収益力や事業リスクを評価に反映させることが可能であることから、KPMGはDCF法を採用したとのことです。DCF法では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向及び一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成27年3月期から平成30年3月期までの4期分の対象者の財務予測に基づき、対象者の事業活動によって生み出すと見込まれる平成27年3月期以降の将来のフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者普通株式の1株当たりの株式価値を1,389円から1,678円と算定したとのことです。なお、割引率は8.2%を採用し、継続価値の算定にあたっては①PA(Perpetuity Assumption)法及び②マルチプル法を採用し、①PA法においては、永続成長率は0.0%を、②マルチプル法においては、5.6xのEBITDA倍率を使用しているとのことです。なお、DCF法の算定の前提とした対象者の事業計画においては、対前年度比較において大幅な増減益は見込まれていないとのことです。DCF法の算定の前提とした対象者の財務予測の具体的な数値は以下のとおりとのことです。また、当該財務予測は本取引の実行を前提としたものではないとのことです。

(単位：百万円)

	平成27年 3月期 (3ヵ月)	平成28年 3月期	平成29年 3月期	平成30年 3月期
売上高	8,956	30,000	30,228	32,088
営業利益	536	3,472	3,339	3,623
EBITDA	612	3,793	3,630	3,891
フリー・キャッシュ・フロー	-1,252	1,457	1,920	1,800

③対象者における第三者委員会の設置

対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成26年12月4日、対象者取締役会において本取引の是非を審議及び決議するに先立って、本公開買付けを含む本取引に係る対象者の意思決定に慎重を期し、対象者取締役会の意思決定における恣意性及び利益相反の虞を排除し、その公正性を担保すること、及び対象者取締役会において本取引を行う旨の決定をすることが、対象者の少数株主にとって不利益なものでないことを確認することを目的として、対象者、日立金属及び公開買付者から独立性の高い外部の有識者である太田大三氏(丸の内総合法律事務所パートナー弁護士・弁理士)、石原鉄也氏(太陽有限責任監査法人社員・公認会計士)及び対象者の社外取締役であり、かつ、東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員である稲葉徹氏(株式会社稲葉製作所代表取締役社長)の3名によって構成される第三者委員会を設置し、対象者が本公開買付けを含む本取引について検討するに当たって、第三者委員会に対し、(a)本取引の目的の正当性、(b)本取引に係る交渉過程の手続の公正性、(c)本取引により対象者の少数株主に交付される対価の妥当性、及び(d)上記(a)乃至(c)を前提に本取引が対象者の少数株主にとって不利益であるか否かについて諮問し、これらの点についての答申書を対象者に提出することを委嘱したとのことです。なお、対象者は、当初からこの3氏を第三者委員会の委員として選定しており、第三者委員会の委員を変更した事実はないとのことです。

第三者委員会は、平成26年12月4日より平成27年2月2日まで合計4回開催され、上記諮問事項に関し、慎重に検討を行ったとのことです。具体的には、(i)対象者プロジェクトチームから、対象者事業の沿革、対象者株主の状況、現在の経営課題、並びに公開買付者、笠原伸泰氏及びカーライル・グループの提案内容及び交渉経緯等について説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行うとともに、(ii)カーライル・ファンドのアドバイザーであるカーライル・ジャパン・エルエルシーから、本取引の目的・意義、本取引実行後の経営方針、従業員の取扱い、同種他事例におけるカーライル・グループの実績等の具体的内容について聴取し、さらに(iii)KPMGより対象者普通株式の価値評価を受け、これらの点について質疑応答を行ったとのことです。

第三者委員会は、以上のような経緯の下、上記諮問事項について慎重に検討・協議した結果、平成27年2月2日に、①(i)対象者が直面する経営課題や対象者を取り巻く事業環境等を踏まえると、対象者が現状の枠組みを超えて長期的に成長して企業価値を向上させていくためには、国内市場の地位を維持拡大することに加えて、海外事業を従来にないスピード感をもって積極的に伸長させていくことが必要であり、(ii)対象者に求められる諸施策は、短期的な収益低下を招く虞や不確実性を伴うものであり、短期的には資本市場から必ずしも十分な評価を得ることができず、対象者普通株式の株価に悪影響を及ぼすことが予想されるのみならず、所期の目的を達成できない場合には長期的にも対象者の株主の期待に沿えない事態が生じる可能性も十分に考えられ、また、これらの短期的な収益低下を招く虞や不確実性を伴う施策をスピード感をもって実行していく上では、迅速な意思決定が行える体制とすることが有用であること等を踏まえると、本公開買付けを含む本取引により対象者普通株式を非上場化することが今後の対象者の更なる成長・発展と持続的な企業価値向上に資するものであるとの対象者プロジェクトチームの検討結果は合理的であると認められること、②(i)対象者の取締役会を公正に実施し、その意思決定の過程における恣意性を排除し、対象者の企業価値向上ひいては株主共同の利益の観点から本取引を検討・協議・交渉することを目的として、対象者プロジェクトチームを設置し、対象者プロジェクトチームにおいて、本公開買付けを含む本取引の是非等につき検討及び協議を行い、公開買付者との間で、複数回にわたって協議及び交渉を行い、(ii)対象者プロジェクトチームは、公開買付者及び対象者からの独立性が認められる第三者算定機関であるKPMG及びリーガル・アドバイザーであるTMI総合法律事務所(以下「TMI」といいます。)から助言・意見等を得ながら、本取引における各種手続を公正に進めるために必要な事項等に加え、本公開買付けの買付条件の妥当性及び本取引の一連の手続の公正性といった点について慎重に検討しており、(iii)また、対象者プロジェクトチームは、公開買付者との間で本公開買付価格を含む本取引の条件に関して実質的な協議・交渉を複数回にわたって行っており、かつ、(iv)対象者プロジェクトチームには、本取引の特別利害関係人は含まれておらず、その他、本取引に係る検討、協議及び交渉の過程で、対象者側に公開買付者又は特別利害関係人が影響を与えたことを推認させる事実は存在しないこと、③(i)KPMGの株式価値評価に用いられた算定方法等に特に不合理な点は認められず、本公開買付価格の水準は、我が国における過去の同種事案の裁判例に照らして、公正と判断される可能性が高いと考えられることに加え、(ii)本公開買付価格は、本取引に係る交渉の結果も踏まえて決定されたものと認められ、また、(iii)本公開買付けに応募しなかった少数株主は、本公開買付けの後に実施される予定の完全子会社化の手続において、最終的に金銭が交付されることになるところ、当該手続において交付される金銭の額については、本公開買付価格に株主が所有していた対象者普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定である旨が、プレスリリース等で明示されていること、④上記①乃至③に加えて、公開買付期間が法令に定められた最短期間よりも長期に設定される予定であること、及び公開買付者と対象者とは、対象者が公開買付者以外の対抗的買収提案者と接触することを制限するような合意は一切行っておらず、対抗的な買付けの機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮していることなどを踏まえれば、(a)本取引は対象者の企業価値向上を目的として行われるものであると認められ、本取引の目的は正当であり、(b)本取引に係る交渉過程の手続は公正であると認められ、(c)本取引により対象者の少数株主に交付される対価は妥当であり、(d)上記(a)乃至(c)を前提にすると、本取引は対象者の少数株主にとって不利益ではないと認められる旨を内容とする答申書(以下「本答申書」といいます。)を対象者に対して提出したとのことです。

④対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けを含む本取引に係る対象者の意思決定に慎重を期し、対象者取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するため、公開買付者及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーであるTMIを選任し、TMIから、本公開買付けを含む本取引に係る対象者取締役会の意思決定の方法及び過程その他の本公開買付けを含む本取引に関する意思決定にあたっての留意点等について、法的助言を受けているとのこと。

なお、TMIは、公開買付者及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有していないとのこと。

⑤対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、KPMGから取得したKPMG価値算定書、TMIから得た法的助言、第三者委員会から提出を受けた本答申書その他の関連資料等を踏まえ、本取引に関する諸条件について、慎重に検討、協議を行ったとのこと。

その結果、対象者取締役会は、上記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」に記載の対象者が直面する経営課題や対象者を取り巻く事業環境等を踏まえると、対象者が現状の枠組みを超えて長期的に成長して企業価値を向上させていくためには、引き続き魅力ある製品供給を継続するとともに、営業体制の強化・拡充策について、実行力を高め着実に導入を行うことで国内市場の地位を維持拡大することに加えて、海外事業を従来にないスピード感をもって積極的に伸長させていくことが必要であるものの、更なる成長を実現するために対象者に求められる諸施策は、短期的な収益低下を招く虞や不確実性を伴うものであり、短期的には資本市場から必ずしも十分な評価を得ることができず、対象者普通株式の株価に悪影響を及ぼすことが予想されるのみならず、所期の目的を達成できない場合には長期的にも対象者の株主の皆様のご期待に沿えない事態が生じる可能性も十分に考えられ、また、これらの短期的な収益低下を招く虞や不確実性を伴う施策をスピード感をもって実行していく上では、迅速な意思決定が行える体制とすることが有用であり、他方、対象者役職員が一体となって独自の企業文化を新たに形成するためにも笠原伸泰氏のリーダーシップのもと一定の取り組みが必要と考えたとのこと。以上の点を踏まえ、対象者取締役会は、本公開買付けを含む本取引により対象者普通株式を非上場化することが今後の対象者の更なる成長・発展と持続的な企業価値向上に資するものであると判断したとのこと。

また、本公開買付価格が、(i) 上記「②対象者における独立した第三者算定機関からの株主資本価値算定書の取得」に記載されているKPMGによる対象者普通株式の株式価値の算定結果のうち、株式市価法に基づく算定結果のレンジを上回るものであり、かつ、DCF法に基づく算定結果のレンジの範囲内であること、(ii) 本公開買付価格1,600円は、東京証券取引所市場第二部における、本公開買付けの公表日の前営業日である平成27年2月2日の対象者普通株式の終値である1,180円、同日までの対象者普通株式の終値の過去1ヶ月単純平均値1,175円、過去3ヶ月単純平均値1,199円及び過去6ヶ月単純平均値1,228円に対して、それぞれ35.59%、36.17%、33.44%、30.29%のプレミアムを加えた価格であり、合理的範囲であると考えられること、(iii) 本「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」に記載の利益相反を解消するための措置が採られていること等、少数株主の利益への配慮がなされていると認められること等を踏まえ、本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は対象者の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは対象者の株主の皆様に対して合理的な価格により対象者普通株式の売却機会を提供するものであると判断したとのこと。

以上より、平成27年2月3日開催の対象者取締役会において、審議及び決議に参加した取締役(取締役6名中、笠原伸泰氏を除く出席取締役5名)の全員一致により、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのこと。また、当該取締役会に出席した監査役(監査役3名中、釜谷和嗣氏及び相佐昌司氏を除く出席監査役1名)は、上記決議に異議がない旨の意見を述べているとのこと。

なお、対象者の代表取締役社長である笠原伸泰氏は、カーライル・ファンドとの間で、その所有する対象者普通株式の全てを本公開買付けに応募することに同意する旨を内容とする覚書を締結しており、かつ、本公開買付けの決済後、自ら公開買付者に対して、出資することを予定していることから、本取引において対象者と構造的な利益相反状態にあることを踏まえ、対象者取締役会における本公開買付けを含む本取引に関する議題の審議及び決議には一切参加しておらず、対象者の立場において公開買付者との協議・交渉にも参加していないとのことです。

また、対象者の社外監査役である釜谷和嗣氏及び相佐昌司氏は、いずれも日立金属の従業員を兼務しており、かつ、対象者の親会社である日立金属が公開買付者と応募契約を締結していることから、必ずしも対象者の少数株主と利害が一致しない可能性があることを踏まえ、対象者取締役会における本公開買付けを含む本取引に関する議題の審議には一切参加しておらず、対象者の立場において公開買付者との協議・交渉にも参加していないとのことです。

⑥ 価格の適正性及び本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

公開買付者は、公開買付期間を法に定められた最短期間が20営業日であるところ、本公開買付けについては平成27年2月4日から平成27年3月18日までの30営業日に設定しております。公開買付期間を比較的長期に設定することにより、対象者の株主の皆様にも本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、対象者普通株式について公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付価格の適正性を担保することを企図しております。

また、公開買付者及び対象者は、対象者が対抗的買取提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買取提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。このように、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

なお、上記「3 買付け等の目的」の「(1)本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けにおいては、買付予定数の下限を12,202,700株としております。これは、対象者第3四半期決算短信に記載された平成26年12月31日現在の発行済株式総数(18,399,566株)から、対象者が同日現在所有する自己株式数(95,540株)を控除した対象者普通株式数(18,304,026株)に係る議決権数(183,040個)の3分の2超(122,027個)に相当する対象者普通株式数(12,202,700株)です。一方で、上記「3 買付け等の目的」の「(3)本公開買付けに関する合意」の「(i)本日日立金属応募契約の概要」に記載のとおり、公開買付者は、対象者の親会社である日立金属との間で平成27年2月3日付けで日立金属応募契約を締結し、日立金属がその所有する対象者普通株式の全てである11,863,875株(所有割合：64.48%)について、本公開買付けに応募する旨の合意をしておりますが、(i)日立金属は、公開買付者との間に出資関係を有しておらず、対象者普通株式の売却を検討するという点では他の一般株主と同様の立場であると考えられること、(ii)仮に、日立金属が所有する対象者普通株式数(11,863,875株)を控除したうえで買付予定数の下限を設定する(具体的には、買付予定数の下限を、対象者第3四半期決算短信に記載された平成26年12月31日現在の発行済株式総数(18,399,566株)から、同日現在対象者が所有する自己株式数(95,540株)及び本書提出日現在日立金属が所有する対象者普通株式数(11,863,875株)を控除した対象者普通株式数(6,440,151株)の過半数(3,220,076株)を基礎として、これに日立金属が所有する対象者普通株式数(11,863,875株)を加えた数(15,083,951株(所有割合：81.98%))とする)と、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する対象者の少数株主の利益に資さない可能性もあると考えられることを踏まえ、本公開買付けにおいては、買付予定数の下限を設定するに際して、日立金属が所有する対象者普通株式数(11,863,875株)をその母数から控除しておりません。なお、公開買付者としては、本公開買付けにおいては、その公正性を担保するための上記①乃至⑥の措置を通じて、対象者の少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考えております。

- (注) KPMGの分析は、対象者が重要な事業の譲渡、清算等を予定しておらず、今後も現在の事業を継続することを前提とした、継続企業としての価値に基づいているとのことです。KPMGは、対象者から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を使用し、これらの資料及び情報が全て正確かつ完全であることを前提としており、これらの資料及び情報の正確性及び完全性について独自の検証を行っていないとのことです。また、KPMGは、対象者又は対象者の子会社の個別の資産及び負債(簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含む。)について、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、かかる評価書又は鑑定書も取得しておりませんが、KPMGの算定に影響を与える未開示の重要事実並びに影響を与える可能性のある偶発債務、簿外債務及び訴訟等が存在していないことを対象者から確認しており、それを前提としているとのことです。加えて、KPMGは、対象者の財務予測が、対象者の経営陣による現時点における最善の予測と判断に基づき、合理的かつ適切な手続きに従って作成されていることを前提としており、かかる財務予測の前提及び実現可能性について何ら意見表明を行うものではないとのことです。

(3) 【買付予定の株券等の数】

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
18,304,026 (株)	12,202,700 (株)	— (株)

- (注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限(12,202,700株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合、応募株券等の全部の買付けを行います。
- (注2) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続きに従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。
- (注3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。
- (注4) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は、本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数(18,304,026株)を記載しております。当該最大数は、対象者第3四半期決算短信に記載された平成26年12月31日現在の発行済株式総数(18,399,566株)から対象者第3四半期決算短信に記載された平成26年12月31日現在の対象者の自己株式数(95,540株)を控除した株式数(18,304,026株)になります。

5 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	183,040
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	—
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	—
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成27年2月4日現在)(個)(d)	—
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	—
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	—
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成27年2月4日現在)(個)(g)	251
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	—
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	—
対象者の総株主等の議決権の数(平成26年9月30日現在)(個)(j)	182,744
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	100.00
買付け等を行った後における株券等所有割合 $((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))) \times 100$ (%)	100.00

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定の株券等の数(18,304,026株)に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成27年2月4日現在)(個)(g)」は、特別関係者が所有する株券等に係る議決権の数を記載しております。なお、特別関係者の所有株券等(ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。)も本公開買付けの対象としているため、「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成27年2月4日現在)(個)(g)」は分子に加算しておりません。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成26年9月30日現在)(個)(j)」は、対象者が平成26年11月14日に提出した第43期第2四半期報告書に記載された平成26年9月30日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。ただし、単元未満株式も本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、その分母を、対象者第3四半期決算短信に記載された平成26年12月31日現在の発行済株式総数(18,399,566株)から同日現在の対象者が所有する自己株式数(95,540株)を除いた株式数(18,304,026株)に係る議決権の数(183,040個)として計算しております。

(注4) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

6 【株券等の取得に関する許可等】

該当事項はありません。

7 【応募及び契約の解除の方法】

(1) 【応募の方法】

① 公開買付代理人

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

- ② 公開買付代理人の本店又は全国各支店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載のうえ、公開買付期間末日の15時30分までに応募してください。応募の際には、ご印鑑、本人確認書類が必要になる場合があります。(注1)

野村ホームトレードを経由した応募の受付は行われません。

なお、野村ネット&コールにおける応募の受付は、野村ネット&コールのウェブサイト(<https://netcall.nomura.co.jp/>)にて公開買付期間末日の15時30分までに応募していただくか、又は所定の「公開買付応募申込書」を野村ネット&コール カスタマーサポートまでご請求いただき、所要事項を記載のうえ野村ネット&コール宛に送付してください。「公開買付応募申込書」は公開買付期間末日の15時30分までに野村ネット&コールに到着することを条件とします。

- ③ 株券等の応募の受付にあたっては、応募株主等が公開買付代理人に設定した応募株主等名義の口座(以下「応募株主等口座」といいます。)に、応募する予定の株券等が記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に設定された口座に記録されている場合(対象者の特別口座の口座管理機関である東京証券代行株式会社に設定された特別口座に記録されている場合を含みます。)は、応募に先立ち、応募株主等口座への振替手続を完了していただく必要があります。
- ④ 本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を経由した応募の受付は行われません。
- ⑤ 外国の居住者であり、公開買付代理人にお取引可能な口座をお持ちでない株主等(法人株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。)の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください。なお、野村ネット&コールにおいては、外国人株主等からの応募の受付は行いません。
- ⑥ 居住者である個人株主の場合、公開買付けにより売却された株券等にかかる売却代金と取得費との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。(注2)
- ⑦ 応募株券等の全部の買付けが行われないこととなった場合、買付けの行われなかった株券等は応募株主等に返還されます。

(注1) ご印鑑、本人確認書類について

公開買付代理人である野村證券株式会社に新規に口座を開設する場合、ご印鑑のほか、本人確認書類が必要になります。また、既に口座を有している場合であっても、本人確認書類が必要な場合があります。なお、本人確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ねください。

おもな本人確認書類

個人

<発行から6ヶ月以内の原本>

住民票の写し 住民票の記載事項証明書 印鑑登録証明書

<有効期限内の原本>

健康保険証(各種) 運転免許証 住民基本台帳カード(氏名・住所・生年月日の記載があるもの)

福祉手帳(各種) 旅券(パスポート) 国民年金手帳(平成8年12月31日以前に交付されたもの)

在留カード 特別永住者証明書

※本人確認書類は、有効期限内のものである必要があります。

※本人確認書類は、以下の2点を確認できるものである必要があります。

①本人確認書類そのものの有効期限 ②申込書に記載された住所・氏名・生年月日

※郵送でのお申込みの場合、いずれかの書類の原本かコピーをご用意ください。コピーの場合は、あらためて原本の提示をお願いする場合があります。野村證券株式会社より本人確認書類の記載住所に「取引に係る文書」を郵送し、ご本人様の確認をさせていただきます。

法人 登記簿謄本 官公庁から発行された書類 等
※本人特定事項 ①名称 ②本店又は主たる事務所の所在地
法人自体の本人確認に加え、代表者若しくは代理人・取引担当者個人(契約締結の任に当たる者)の本人確認が必要となります。
外国人株主 外国人(居住者を除きます。)、外国に本店又は主たる事務所を有する法人の場合、日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの。

野村ネット&コールにおいて応募する場合で、新規に口座を開設する場合には、野村ネット&コールのウェブサイト(<https://netcall.nomura.co.jp/>)、又は野村ネット&コール カスタマーサポートまで口座開設キットをご請求いただき、お手続きください。口座開設には一定の期間を要しますので、必要な期間等をご確認いただき、早めにお手続きください。

(注2) 株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について(個人株主の場合)

個人株主の方につきましては、株式等の譲渡所得等には原則として申告分離課税が適用されます。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の15時30分までに下記に指定する者の応募の受付を行った本店又は全国各支店に、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面(以下「解除書面」といいます。)を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。なお、野村ネット&コールにおいて応募された契約の解除は、野村ネット&コールのウェブサイト(<https://netcall.nomura.co.jp/>)上の操作又は解除書面の送付により行ってください。野村ネット&コールのウェブサイト上の操作による場合は当該ウェブサイトに記載される方法に従い、公開買付期間末日の15時30分までに解除手続きを行ってください。解除書面の送付による場合は、予め解除書面を野村ネット&コール カスタマーサポートに請求したうえで、野村ネット&コール宛に送付してください。野村ネット&コールにおいても、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到着することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者

野村證券株式会社

東京都中央区日本橋一丁目9番1号

(その他の野村證券株式会社全国各支店)

(3) 【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2)契約の解除の方法」に記載の方法により公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに、下記「10 決済の方法」の「(4)株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還します。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

野村證券株式会社

東京都中央区日本橋一丁目9番1号

8 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	29,286,441,600
金銭以外の対価の種類	—
金銭以外の対価の総額	—
買付手数料(b)	60,000,000
その他(c)	4,500,000
合計(a)+(b)+(c)	29,350,941,600

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、買付予定数(18,304,026株)に本公開買付価格(1,600円)を乗じた金額を記載しております。

(注2) 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しております。

(注3) 「その他(c)」欄には、本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しております。

(注4) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了時まで未定です。

(注5) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

① 【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
—	—
計(a)	—

② 【届出日前の借入金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	—	—	—	—
2	—	—	—	—
計				—

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
—	—	—	—
—	—	—	—
計			—

③【届出日以後に借入を予定している資金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	—	—	—	—
2	銀行	株式会社 三菱東京UFJ銀行 (東京都千代田区丸の内 二丁目7番1号)	買付け等に要する資金に充当する ための借入れ(注) (1) タームローンA 弁済期:2022年3月24日(分割返 済) 金利:全銀協日本円TIBORに基 づく変動金利 担保:対象者株式等 (2) タームローンB 弁済期:2022年3月24日(期限一 括返済) 金利:全銀協日本円TIBORに基 づく変動金利 担保:対象者株式等 (3)ブリッジローン 弁済期:2015年9月24日(期日一 括返済) 金利:短期プライムレートに基 づく変動金利 担保:対象者株式等	(1) タームローンA 4,500,000 (2) タームローンB 10,500,000 (3)ブリッジローン 5,900,000
計(b)				20,900,000

(注) 公開買付者は、上記金額の融資の裏づけとして、三菱東京UFJ銀行から、20,900,000千円を限度として、融資を行う用意がある旨の融資証明書を平成27年2月2日付けで取得しております。なお、当該融資の貸付実行の前提条件として、本公開買付けに関する本書の添付資料である融資証明書記載のものが定められる予定です。

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
—	—	—	—
—	—	—	—
計(c)			—

④【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
CJP CK Holdings, L.P.による 公開買付者株式の引受(注1、2)	8,460,461
計(d)	8,460,461

- (注1) 公開買付者は、上記金額の出資の裏付けとして、CJP CK Holdings, L.P.(カーライル・ファンド)から8,460,461千円の出資を行う用意がある旨の証明書を取得しています。また、カーライル・ファンドのリミテッド・パートナーであるCarlyle Japan Partners III, L.P.(以下「第1ファンド」といいます。)、Carlyle Japan International Partners III, L.P.(以下「第2ファンド」といい、第1ファンドと併せて「主要ファンド」といいます。)及びCJIP Co-Investment III, L.P.(以下「共同投資ファンド」といいます。)から上記出資のために使用する金額を調達する予定であり、第1ファンドから6,280,202千円、第2ファンドから2,000,259千円、共同投資ファンドから180,000千円を限度として資金提供を行う用意がある旨の証明書を取得しております。
- (注2) 公開買付者は、カーライル・ファンドを通じて、第1ファンド及び第2ファンドから、以下の報告を受けることにより、主要ファンドの出資の現実性を確認しております。
第1ファンド及び第2ファンドは、それぞれケイマン諸島法に基づき設立されたりミテッド・パートナーシップです。第1ファンドの投資家は、日本国内の銀行、保険会社、公的年金基金、財団、投資会社及びファンド・オブ・ファンズ等の機関投資家等であり、第2ファンドの投資家は、日本国外の銀行、保険会社、公的年金基金、財団、投資会社及びファンド・オブ・ファンズ等の機関投資家等です(以下第1ファンドの投資家及び第2ファンドの投資家を「主要ファンド投資家」といいます。)。主要ファンド投資家は、それぞれ一定額を上限額として、その各主要投資ファンドに金銭出資を行うことを約束しており(当該上限額を「コミットメント金額」といいます。)、当該各主要投資ファンドを運営する者(以下「運営者」といいます。)から、投資期間内に金銭出資の履行を求める通知を受けた場合は、当該投資が法令等の違反になる等の一定の例外的な場合を除き、それぞれのコミットメント金額の割合に応じて、自らの未使用のコミットメント金額の範囲内で、金銭出資を行うことが義務付けられています。また、主要投資ファンドにおいては、一部の主要ファンド投資家が出資義務を履行しない場合、他の主要ファンド投資家は、運営者の求めに応じて、一定の範囲において、当該履行がなされなかった分について自らのコミットメント金額の割合に応じた額を追加出資する義務を負っているため、各主要ファンドは、上記出資の金額に相当する資金を拠出することができます。
- (注3) 公開買付者は、金融機関が発行した残高証明書により、共同投資ファンドの出資の現実性を確認しております。

⑤【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

29,360,461千円((a)+(b)+(c)+(d))

(3)【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10【決済の方法】

(1)【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

(2)【決済の開始日】

平成27年3月25日(水曜日)

(3)【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)の住所宛に郵送します。なお、野村ネット&コールにおいて書面の電子交付等に承諾されている場合には、野村ネット&コールのウェブサイト(<https://netcall.nomura.co.jp/>)にて電磁的方法により交付します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は本公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により、決済の開始日以後遅滞なく受け取ることができます(送金手数料がかかる場合があります。)

(4) 【株券等の返還方法】

下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1)法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「(2)公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、公開買付期間の末日の翌々営業日(公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後速やかに、公開買付代理人の応募株主等口座上で、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します(株券等を他の金融商品取引業者等に設定した応募株主等の口座に振替える場合は、応募の受付をされた公開買付代理人の本店又は全国各支店にご確認ください。)

11 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数の下限(12,202,700株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の総数が買付予定数の下限(12,202,700株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第3号イ乃至チ及びヌ並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事由に準ずる事実」とは、①対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合、及び②対象者の重要な子会社に同号イからトまでに掲げる事実が発生した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、上記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2)契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条の規定により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報(その写しを含みます。)も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと(当該他の者が買付けに関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。)

第2 【公開買付者の状況】

1 【会社の場合】

(1) 【会社の概要】

① 【会社の沿革】

平成27年1月7日 商号をCKホールディングス株式会社、本店所在地を東京都千代田区丸の内一丁目5番1号、資本金を25,000円として設立。

② 【会社の目的及び事業の内容】

(会社の目的)

1. 株式保有による事業活動の支配管理
2. 前号に付随関連する一切の事業

(事業の内容)

公開買付者は、対象者の株式を取得及び保有し、本公開買付け終了後に対象者の事業を支配し、管理することを主たる事業としております。

③ 【資本金の額及び発行済株式の総数】

平成27年2月4日現在

資本金の額	発行済株式の総数
25,000円	1株

(注) なお、公開買付者は、本公開買付けの決済の開始日の前営業日までに、上記「第1 公開買付要項」「8 買付け等に要する資金」「(2)買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等」の「④その他資金調達方法」に記載のとおり、カーライル・ファンドに対する第三者割当増資を行う予定です。

④ 【大株主】

平成27年2月4日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式の数 (株)	発行済株式の総数に 対する所有株式の数の 割合(%)
CJP CK Holdings, L.P.	Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited,190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9005,Cayman Islands	1	100.00
計	—	1	100.00

⑤【役員の職歴及び所有株式の数】

平成27年2月4日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式 数 (千株)
代表取締役	—	山田 和広	昭和38年 3月28日	昭和60年4月 株式会社住友銀行(現 株式会社三井住友銀行) 入行 平成13年2月 カーライル・ジャパン・エルエルシー 入社 ディレクター就任 平成15年11月 株式会社キトー 取締役就任(現任) 平成17年1月 カーライル・ジャパン・エルエルシー マネージング・ディレクター就任(現任) 平成20年6月 AvanStrate株式会社 取締役就任(現任) 平成24年1月 カーライル・ジャパン・エルエルシー 日本共同代表就任(現任) 平成26年1月 シンプレクス株式会社 取締役就任(現任) 平成27年1月 公開買付者代表取締役就任(現任)	—
取締役	—	トーマス・マイル ホーファー	昭和47年 5月14日	平成7年6月 アーサー・アンダーセン・エルエルピー マネージャー 平成12年4月 カーライル・グループ・エンプロイー・シーオー・エルエルシー ファンド・コントローラー 平成18年1月 カーライル・グループ・エンプロイー・シーオー・エルエルシー コーポレート・ディベロップメント 平成21年1月 カーライル・グループ・エンプロイー・シーオー・エルエルシー プリンシパル 平成23年1月 カーライル・グループ・エンプロイー・シーオー・エルエルシー マネージング・ディレクター コーポレート・エクイティ部門 チーフ・フィナンシャル・オフィサー(現任) 平成27年1月 公開買付者取締役就任(現任)	—
取締役	—	ノーマ・クンツ	昭和51年 11月5日	平成10年9月 アーサー・アンダーセン・エルエルピー オーディットシニア 平成14年7月 アリード・キャピタル・コーポレーション シニア・ヴァイス・プレジデント 平成20年9月 アリード・キャピタル・コーポレーション エグゼクティブ・ヴァイス・プレジデント、チーフ・バリュエーション・オフィサー 平成23年5月 カーライル・グループ・エンプロイー・シーオー・エルエルシー プリンシパル 平成26年1月 カーライル・グループ・エンプロイー・シーオー・エルエルシー マネージング・ディレクター(現任) 平成27年1月 公開買付者取締役就任(現任)	—
計					—

(2) 【経理の状況】

公開買付者は、平成27年1月7日に設立された会社であり、設立後、事業年度が終了していないため、財務諸表は作成されておりません。

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

① 【公開買付者が提出した書類】

イ 【有価証券報告書及びその添付書類】

ロ 【四半期報告書又は半期報告書】

ハ 【訂正報告書】

② 【上記書類を縦覧に供している場所】

2 【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3 【個人の場合】

該当事項はありません。

第3 【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1 【株券等の所有状況】

(1) 【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(平成27年2月4日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	251(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	251	—	—
所有株券等の合計数	251	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(2) 【公開買付者による株券等の所有状況】

(平成27年2月4日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	—(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	—	—	—
所有株券等の合計数	—	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者合計)】

(平成27年2月4日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	251(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	251	—	—
所有株券等の合計数	251	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(一)	—	—

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者ごとの内訳)】

① 【特別関係者】

(平成27年2月4日現在)

氏名又は名称	笠原 伸泰
住所又は所在地	東京都江東区東陽二丁目4番2号(対象者所在地)
職業又は事業の内容	対象者 代表取締役社長
連絡先	連絡者 日立機材株式会社 榎岡 晃治 連絡場所 東京都江東区東陽二丁目4番2号 電話番号 03-3615-5789
公開買付者との関係	公開買付者との間で共同して対象者の株券等を取得することを合意している者

(注) 笠原伸泰氏は、対象者の株券等を直接取得することは予定しておりませんが、本公開買付けが成立した場合において、公開買付者に対して出資を行うことを予定していることから、公開買付者との間の「共同して対象者の株券等を取得すること」を合意している者に該当すると判断し、特別関係者として記載しております。

②【所有株券等の数】

笠原 伸泰

(平成27年2月4日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	251(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	251	—	—
所有株券等の合計数	251	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(一)	—	—

(注) 上記の「所有する株券等の数」には、対象者の役員持株会における持分に相当する株式579株(小数点以下切捨て)に係る議決権の数5個が含まれております。

2 【株券等の取引状況】

(1) 【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3 【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

カーライル・ファンドは、対象者の代表取締役社長である笠原伸泰氏との間で平成27年2月3日付けで覚書を締結しており、笠原伸泰氏はその所有する対象者普通株式の全てについて、本公開買付けに応募する旨の合意をしております。詳細については、「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(3)本公開買付けに関する合意」をご参照ください。

4 【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

第4【公開買付者と対象者との取引等】

1 【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

該当事項はありません。

2 【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

(1) 公開買付者と対象者の間の合意の有無及び内容

(i) 本公開買付けへの賛同

対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成27年2月3日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同すること及び対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。詳細については、上記「第1 公開買付要項」の「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2)買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「⑤対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認」をご参照ください。

(ii) 本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(2)本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」をご参照ください。

(iii) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

上記「第1 公開買付要項」の「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2)買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」をご参照ください。

(2) 公開買付者と対象者の役員との間の合意の有無及び内容

公開買付者の株主であるカーライル・ファンドは、対象者の代表取締役社長である笠原伸泰氏との間で、平成27年2月3日付けで覚書を締結し、当該覚書の中で、笠原伸泰氏は、その所有する対象者普通株式の全て(24,600株)について本公開買付けに応募すること、本公開買付けが成立した場合に公開買付者に出資すること、本取引に際して必要な手続きについて協力することを合意しているほか、本取引後も、対象者の代表取締役社長としてその職務を誠実に遂行し、対象者の企業価値及び株式価値を最大化すべく最大限努力し、カーライル・ファンドの事前の同意を得ずに対象者の代表取締役社長たる地位を辞任し、又は再任を拒否しないことについて、合意しております。詳細については、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(3)本公開買付けに関する合意」の「(iii)公開買付者の株主であるカーライル・ファンドと笠原伸泰氏との覚書の概要」をご参照ください。

第5 【対象者の状況】

1 【最近3年間の損益状況等】

(1) 【損益の状況】

決算年月	—	—	—
売上高	—	—	—
売上原価	—	—	—
販売費及び一般管理費	—	—	—
営業外収益	—	—	—
営業外費用	—	—	—
当期純利益（当期純損失）	—	—	—

(2) 【1株当たりの状況】

決算年月	—	—	—
1株当たり当期純損益	—	—	—
1株当たり配当額	—	—	—
1株当たり純資産額	—	—	—

2 【株価の状況】

(単位：円)

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	東京証券取引所 市場第二部						
月別	平成26年 8月	9月	10月	11月	12月	平成27年 1月	2月
最高株価	1,271	1,320	1,325	1,295	1,252	1,215	1,200
最低株価	1,162	1,217	1,200	1,170	1,056	1,133	1,156

(注) 平成27年2月については、2月3日までのものです。

3 【株主の状況】

(1) 【所有者別の状況】

平成 年 月 日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数 株）								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他 の法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
所有株式数 の割合(%)	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

① 【大株主】

平成 年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数(株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
計	—	—	—

② 【役員】

平成 年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数(株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
計	—	—	—	—

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

① 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第41期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日) 平成25年6月26日関東財務局長に提出

事業年度 第42期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日) 平成26年6月26日関東財務局長に提出

② 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第43期第2四半期(自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日) 平成26年11月14日関東財務局長に提出

なお、事業年度 第43期第3四半期(自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日)に係る四半期報告書を平成27年2月13日に関東財務局長に提出する予定です。

③ 【臨時報告書】

該当事項はありません。

④ 【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

日立機材株式会社
(東京都江東区東陽二丁目4番2号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

5 【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

該当事項はありません。

6 【その他】

(1) 「平成27年3月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」の公表

対象者は、平成27年2月3日に「平成27年3月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」を公表しております。当該発表に基づく対象者の決算短信の概要は以下のとおりです。なお、当該内容につきましては、法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人のレビューを受けていないことです。また、以下の公表内容の概要は対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証を行っておりません。詳細につきましては、対象者の当該公表の内容をご参照ください。

「平成27年3月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」の概要(平成27年2月3日公表)

①損益の状況(連結)

会計期間	平成27年3月期(第43期) 第3四半期累計期間
売上高	18,944百万円
売上原価	13,451百万円
販売費及び一般管理費	3,228百万円
営業外収益	56百万円
営業外費用	32百万円
四半期純利益	1,429百万円

②1株当たりの状況(連結)

会計期間	平成27年3月期(第43期) 第3四半期累計期間
1株当たり四半期純利益	78円08銭
1株当たり配当額	11円00銭

(2) 「平成27年3月期配当予想の修正に関するお知らせ」の公表

対象者は、平成27年2月3日開催の対象者取締役会において、平成27年3月期の配当予想を修正し、本公開買付けが成立することを条件に、平成27年3月期の期末配当を実施しないことを決議したとのことです。詳細については、対象者が平成27年2月3日に公表した「平成27年3月期配当予想の修正に関するお知らせ」をご参照ください。